

2020年度(第26回)都市ビル環境の日
第13回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『まほうみたいにごみをなくそう』
池邊 花鈴さん(玉川小学校1年)の作品

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

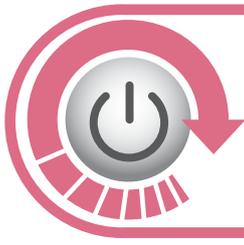
2021

4

Issue ● 328

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>





ビルメン
再起動への

会長伝言板

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会 会長 金子 誠



“生き残るのは強者ではなく、変化できる者”

コロナ制限環境の続く中、会員各位には年度末契約更改業務の適確遂行にご苦労されたことと察します。まだまだ先行き不透明の年度始め情勢ですが、果敢な経営判断を行い、わたしたちのお客様と現場を守ってまいりましょう。

令和2年度全協『実態調査』における胆となる質問—「会員の役に立っている全協事業は何ですか?」の答えは、1番：ビルクリーニング技能検定、2番：病院清掃受託責任者講習、3番：月刊ビルメン誌発行、4番：清掃作業品質評価（インスペクション）講習の順序でした。質問回収時期が昨秋のコロナ禍の最中にあってもかかわらず、会員の意思は人材育成と情報活用に収斂しました。地に足の着いた賢明かつ王道の選択意思であると力強い思いを持ったことです。

わたしたちの持ち分である公衆衛生保全の仕事も、ポストコロナの時代要請を受けて大きく変容していきます。コロナ感染症は百年に一度のパラダイムシフトを余儀なくします。いまこそ先見性を磨き、ピンチをチャンスへ変えるときと考えます。

それではわたしたちの何を武器として、その闘いに臨むべきでしょうか。迷いは無用と思います。実態調査回答に、その答えを協会会員は既に導き出しています。

環境衛生管理現場のプロを活かしきること……かつて O-157、ノロウイルス、新型インフルエンザ、シックビル症候群、レジオネラ菌あるいはサーズ・マーズとの闘いの最前線で抗戦した先達のDNAを、わたしたちはしっかりと受け継いでいます。さらに、デジタル社会基盤へのビルメン・マーケティング戦略として月刊ビルメン誌の電子版化を実装します。その仕組みは、会員のための事業経営戦略をホームページ（＝マイページ参加）機能により全国津々浦々、地方の零細企業へも展開することを目指すものです。新年度は、教育・研修制度も大きくe-ラーニングへと変わっていきます。食わず嫌いも面倒な講習資格管理も“マイページ”に参加することにより、迅速に的確に解決できるようになります。全協の組織力の源は、全国2810会員企業の結束の賜物に他なりません。新年度も相互研鑽と互助の精神で踏ん張ってまいりましょう！

2021（令和3）年度 福岡県協会主催各種講習会実施予定表

主管	講習会名	月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育 研修	1. 貯水槽清掃作業従事者研修			●	久留米：4日（金）／北九州：11日（金）／福岡：18日（金）								
	2. 防除作業従事者研修												●
	3. 清掃作業従事者研修 （基礎コースI・II）	北九州：16日（金） 福岡：21日（水）		●			●	久留米（ ） 飯塚（ ）			福岡（ ）		●
	4.（新規・再講習共） 清掃作業従事者研修指導者講習会							福岡（ ）	●				
	5.（新規・再講習共） 空調給排水管理従事者研修指導者講習会							福岡（ ）	●				
	6. ビルクリーニング実技特別講習会							●	福岡：9日（木）～10日（金）				
	7. ビルクリーニング技能検定直前講習会								福岡：13日（木）～15日（土）		●		
	8. 病院清掃従事者研修							福岡（ ）	●				
	労働 福祉	9. 高所作業（ガラス清掃）安全教育講習会							福岡（ ）	●			

2021（令和3）年度 福岡県協会主催行事予定表

主管	行事名	月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総務	定時社員総会		20 （木）										
教育 研修	第16回九州地区ビルクリーニング 技能競技大会		14 （金）										
	第43回アビリンピック福岡2021				3 （土）								
労働 福祉	労働安全衛生大会					○							
	安全パトロール											○	○
調査 広報	BM杯ゴルフコンペ	16 （金）						○					
	BM杯ボウリング大会					○							
	懇親旅行								○				
都市 ビル	「都市ビル環境の日」クリーンアップ福岡							4 （月）					
	「都市ビル環境の日」シンポジウム							4 （月）					

改正女性活躍推進法が施行されます！

2022（令和4）年4月1日から一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されます（300人以下の事業主は現在、努力義務です）。常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主は、施行日までに以下の行動計画の策定・届出及び情報公開のための準備を行ってください。

1 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1：自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- 自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- 把握した状況から自社の課題を分析してください。

【基礎項目】

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1）事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用し、原因の分析を深めることが有効です。

（注2）（区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

ステップ2：一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

- ステップ1を踏まえて、(a)計画期間(b)1つ以上の数値目標(c)取り組み内容(d)取り組みの実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- 一般事業主行動計画を労働者に周知・外部に公表してください。

ステップ3：一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出てください（電子申請、郵送、持参）。

ステップ4：取り組みの実施、効果の測定

- 定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報を公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女別の採用における競争倍率（区）
- 労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）
- 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 役員に占める女性の割合
- 男女別の職種または雇用形態の転換実績（区）（派）
- 男女別の再雇用または中途採用の実績

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- 男女の平均継続勤務年数の差異
- 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- 男女別の育児休暇取得率（区）
- 労働者の一月あたりの平均残業時間
- 労働者の一月あたりの平均残業時間（区）（派）
- 有給休暇取得率
- 有給休暇取得率（区）

※「区」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※「派」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

- 併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。
 - 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
 - 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL.092 - 411 - 4894

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を 試行的に雇用する事業主の皆さまへ

トライアル雇用助成金<新型コロナウイルス 感染症対応(短時間)トライアルコース>のご案内

「トライアル雇用<新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース>は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。

労働者の適性を確認したうえで無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

助成金の支給額

	新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース (※1)	新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアルコース (※2)
支給額(月額)	最大4万円(最長3か月)	最大2.5万円(最長3か月)

※1 求職者が<常時雇用>(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合

※2 求職者が<常時雇用(短時間労働)>(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用)を希望する場合

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成金を受けることができます。

※トライアル雇用助成金<新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース>の取り扱いを行うにあたって、雇用関係助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

対象労働者

次の全要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した
- ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※
- ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

※パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人

お知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの活用により雇い入れた対象者(母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者)を、トライアル雇用終了後も、引き続き継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は、「特定求職者雇用開発助成金」のリーフレットをご確認ください。
- ◆中小建設事業主が若年者(35歳未満)または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)を受給することができます。詳細は「若年・女性建設労働者トライアルコース」のリーフレットをご確認ください。

<ご注意>

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数(一般トライアルコースの対象となる方も含みます)が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません(一般トライアルコースの対象となる方も含みます)。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、なるべく書類ではなく面接で行うようにしてください。
- ◆「トライアル雇用求人」は、一般トライアルコースと併用となります。一般トライアルコースの対象となる方からの応募もありませんのでご了承ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



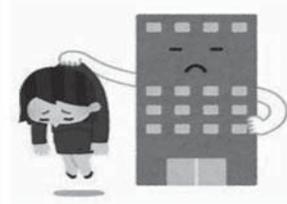
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました!

(新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律 令和3年2月13日施行)

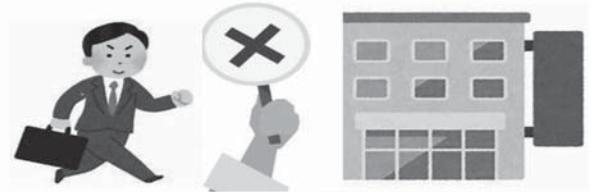
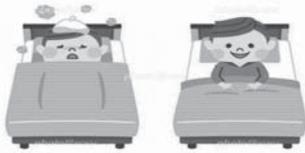
新型コロナウイルス感染症に関する様々な取り扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

<感染したことを理由に解雇される>



<回復しているのに出社を拒否される>



<病院で感染者が出たことを理由に、子どもの保育園等の利用を拒否される>



<感染者が発生した学校の学生やその家族に対して、来店を拒否する>



<感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する>



<無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される>



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的な取り扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

2 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等対策を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型コロナウイルス等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型コロナウイルス等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型コロナウイルス等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス等患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型コロナウイルス等患者等であること又は新型コロナウイルス等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型コロナウイルス等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス等患者等の権利利益を侵害する行為

国や地方自治体、民間団体などは、偏見・差別等の防止に向けた啓発普及、相談受付を実施しています。

啓発普及

（法務省）

法務大臣からのメッセージ、新型コロナと人権に関する座談会 等

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

（文部科学省）

文部科学大臣からのメッセージ、新型コロナ“差別・偏見をなくそう”プロジェクト 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

（厚生労働省）

医療従事者、感染者等に対する差別・偏見をなくすための「広がれありがとうの輪」プロジェクト 等

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishitsu.html#h2_6

※この他、民間団体等でも様々な取り組みが行われています。



相談窓口

（法務省）

人権相談窓口における相談受付

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

（厚生労働省）

都道府県労働局における相談受付

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>

（文部科学省）

児童生徒からの SNS 等を活用した相談受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1401926.htm

（民間団体等による相談受付）

<法テラス> <https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html>

<日弁連> <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

<セーフインターネット協会> <https://www.saferinternet.or.jp/>

※相談受付を行っている地方自治体もあります。



国や地方自治体は、さらに以下の取り組みも進め、偏見・差別のない社会を目指します。

■新型コロナウイルス患者等への差別的取り扱い等の実態把握、情報の収集や提供

- ▶ ホームページや SNS、政府広報等により、新型コロナに関する基本情報や感染予防対策、偏見・差別防止に向けた情報発信を強化します。
- ▶ 内閣官房ホームページ (corona.go.jp) において、地方自治体や関係団体等の取り組み、事例を発信します。
- ▶ 内閣官房ホームページ (corona.go.jp) において、新型コロナ

ンコロナに関する差別的な取り扱いの事例を発信し、悪質な行為の法的効果を周知します。

■新型コロナウイルス患者等に対する相談支援

- ▶ 関係機関の職員研修等において、専門家からの新型コロナに関する正しい知識や、対応窓口や地方自治体の取り組み等を周知します。
- ▶ 地方自治体の相談体制の構築を国が支援します。

※これらの取り組みについては、以下をご覧ください。

《偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ これまでの議論とりまとめ》

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/gaiyou_henkensabetsu_torikumi.pdf



内閣官房
新型コロナウイルス
感染症対策推進室
<https://corona.go.jp/>

全国協会からのお知らせ

マイページ新機能 「資格受講管理」4月スタート!

マイページから、自社の従事者が保有する資格（全国協会が管轄する資格）を一括管理・確認できる「受講資格管理」機能を、4月より受付開始の「病院清掃受託責任者講習」の受講登録を皮切りに利用開始します。

【4月よりこんな機能が実装されます】

- ▶自分が保有する資格の有効期限、更新時期を知り更新忘れを防ぎたい
- ▶各講習会の日程、会場等を知りたい
- ▶保有する資格に関する最新情報を獲得したい
- ▶保有する資格に関する問い合わせをしたい、問い合わせ先を知りたい

【今後実装予定：企業向け機能】

- ▶自社の従事者の誰がどのような資格を持っているかを把握したい
- ▶従事者が保有する資格の有効期限、更新時期を知り、更新忘れを防ぎたい

賛助会員に関する各種変更のお知らせ



株式会社 リノプロテック

- 変更事項 ①代表取締役
②協会担当者(役職名)

■変更日 令和3年2月18日

【新】①代表取締役 杉森 亮介
②取締役会長 樋口 庄造

【旧】①代表取締役 米満 寛
②専務取締役 樋口 庄造

4月 行事予定

16	金	第62回福岡県BM協会ゴルフ会 於：福岡カンツリー倶楽部 和白コース
22	木	14:00～ 第127回理事会 於：ホフイスネット会議室



毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

令和2年度

安全標語 入選作品



『したつもり、つもり積ると 事故になる』

新生ビルメンテナンス株式会社 荒巻 栄子さん

『身に付けよう リスクの発見 安全確認』

明星ビルサービス有限公司 一木 賢司さん

<令和2年度1月分>労働災害発生状況 ※()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	1(3)	29(5)	1(1)					
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	47(15)
人	(1)	2		9(2)		2(2)	3(1)	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		(2)	2(1)	4	9(2)	9	23(10)	47(15)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	9(6)	3(2)	4(3)	16(2)	11(1)	3(1)	1	47(15)